



正しく知ろう！自転車の交通ルール

自転車は、身近で便利な交通手段として多くの人が利用していますが、近年、自転車による交通事故などが問題になっています。「自転車安全利用五則」で自転車の交通ルールを確認して、安全運転を心掛けましょう。



▲市ホームページ
「自転車安全利用五則」

お問い合わせは
土木維持課
☎421-6786へ

自転車安全利用五則

① 自転車は車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

●車道が原則

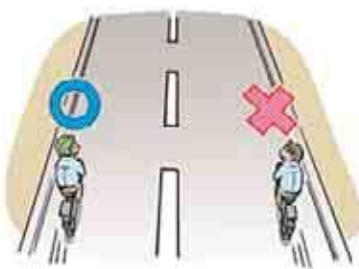
道路交通法では、自転車は軽車両にあたり車道を走るのが原則です。歩道と車道の区別のあるところでは車道を通行しましょう。

【罰則】：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●車道は左側を通行

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行（逆行）する場合も同じです。

【罰則】：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金



(引用：警視庁ホームページ)

●歩道は例外

次のとき普通自転車は歩道を通行できます。

- (1)「普通自転車歩道通行可」の標識・表示などがあるとき
- (2)13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転するとき
- (3)道路工事や駐車車両などにより車道の左側部分を通行するのが困難なとき

【罰則】：2万円以下の罰金又は料



●歩道は歩行者が優先

自転車で歩道を通行するときは、歩行者に注意し車道寄りを徐行しましょう。歩行者の通行を妨げるときは一時停止の必要があります。

【罰則】：2万円以下の罰金又は料

※普通自転車：車体の大きさや構造が一定の基準を満たすもの。市ホームページでご確認を

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

●信号は必ず守る

自転車で道路を通行するときは、必ず信号機に従いましょう。

【罰則】：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識がある場所では、必ず止まって左右の安全確認をし、狭い道から広い道に出るときは徐行しましょう。

【罰則】：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

③ 夜間はライトを点灯

無灯火運転は、まわりから自転車が見えにくく大変危険です。夜間はライトを点灯し反射器材をつけましょう。

【罰則】：5万円以下の罰金

④ 飲酒運転は禁止

飲酒運転は大変危険です。自動車と同じく自転車も飲酒運転は禁止です。

【罰則】：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

⑤ 乗車用ヘルメットを着用

改正道路交通法により、自転車を運転するときは、年齢に関係なく、すべての利用者が乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となりました。児童などを幼児用座席に乘せるときも着用させることが必要です。乗車用ヘルメットの着用により頭部を守り、大切な命を守りましょう。

危険な「ながら運転」は絶対にやめましょう

傘を差しながら、スマートフォンやイヤホンなどを使用しながら自転車を運転する「ながら運転」は、周囲の様子がわからない、音が十分に聞こえない、視界が悪くなるなど大変危険です。事故を起こさない、事故にあわないためにも、「ながら運転」はやめましょう。

歩車分離式信号機は「車両用」を

「歩車分離式信号機」とは、横断歩道を渡る歩行者の安全を確保するため、歩行者用の青信号と、自動車やバイクなどの車両用の青信号のタイミングをずらした信号機のことです。横断歩行者事故の防止と右左折車両のスムーズな通行が可能となります。原則として、自転車は「車両用」の信号機に従い通行しましょう。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



自転車保険は必ず加入しましょう

千葉県では、自転車利用中の事故で他人にケガをさせた場合などの損害を賠償できる保険への加入が義務となっています。あなたと被害者を守るために、自転車保険（自転車損害賠償保険など）は、必ず加入しましょう。

危険です！通行にご注意を

八千代緑が丘自転車駐車場の南側出入口前は歩道となっていますが、自転車や原動機付自転車から降りずに通行する人が多く、歩行者などと接触する事故が多発しています。大変危険なのでこのような歩道を通行するときは、自転車や原動機付自転車から降りて通行してください。

